○東北地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
気仙沼市本吉町中島無番から同市本吉町卯名沢二四一番四まで	前	一七・一～一九・六（メートル）	二・五四（キロメートル）
	後	一七・一～一九・六（メートル）	三・〇一九九（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市本吉町中島無番から同市本吉町卯名沢二四一番四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十九日

○東北地方整備局告示第二百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻渋川二番三から同町三ヶ尻長根前一一番三まで	前	二八・四〇～六六・八四（メートル）	〇・五〇四（キロメートル）
	後	二八・四〇～五五・一一（メートル）	〇・五〇四（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十四号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川江戸川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十三年三月三日付け東京府告示第百十三号に係る土地の区域のうち、法第六条第二項の区域に包含される土地の区域は廃止する。

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西宮市名塩木之元二〇二八番一から同市塩瀬町生瀬字十良ケ辻一三五一番八まで	前	二六・一～八六・三八（メートル）	〇・六四五（キロメートル）
	後	二六・一～八六・三八（メートル）	〇・六四五（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市名塩木之元二〇二八番一から同市塩瀬町生瀬字十良ケ辻一三五一番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十九日

○近畿地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
敦賀市赤崎三〇号カブラ谷二番一から同市赤崎三六号北浜田一三番一まで	前	九・一四～二〇・八八（メートル）	〇・三四二（キロメートル）
	後	一〇・五四～二七・六五（メートル）	〇・三四二（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人